事 務 連 絡 令和7年5月30日

動物医薬品検査所 御中

消費·安全局畜水産安全管理課課長補佐 (薬事審査管理班担当)

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

このことについて、別添写しのとおり各都道府県宛て通知したので、御了知ください。



事 務 連 絡 令和7年5月30日

各都道府県畜産主務課 御中

農林水産省消費·安全局 畜水産安全管理課課長補佐 (薬事審査管理班担当)

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)第 83 条の 4 第 1 項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令(令和 7 年農林水産省令第 3 号)が別添のとおり公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、薬事監視及び指導の参考としてください。

記

1 改正の内容

- ・ 「フロルフェニコールを有効成分とする飼料添加剤」の使用者が遵守すべき 基準について、牛に係る「使用禁止期間」を「食用に供するためにと殺する前 4日間」から「食用に供するためにと殺する前20日間」に変更する。。
- 2 施行期日 令和7年5月30日
- 3 参考

今回の改正に関連する製剤は以下のとおりです。

・ フロルフェニコールを有効成分とする飼料添加剤 販売名:フロロコール2%液(MSDアニマルヘルス株式会社)

農林水産大臣 小泉進炊郎

次の表により、攻正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する攻正後欄に掲げる規定の傍線 を付した部分のように致める。

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令(平成二十五年農林水産省令第四十四号)の一部を次 のように改正する。

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省合

第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省合の一部を改正す る省令を吹のように定める。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)

○農林水産省今第二十五号

你在七年 用二十日

| 数 II | | | | | 数 川 শ <u></u> | | | | |
|---------------------|---------------|----------|----------------|---|-----------------------|---------------|----------|---------------|--|
| 表第1(第2条、第4条及び第5条関係) | | | | 5 | 別表第1 (第2条、第4条及び第5条関係) | | | | |
| 動物用医薬品 | 動物用医薬品 使用対象動物 | 用法及び用量 | 使用禁止期間 | | 動物用医薬品 | 動物用医薬品 使用対象動物 | 用法及び用量 | 使用禁止期間 | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | | (略) | (略) | (略) | (略) | |
| フロルフェニ | 牛(生後3月 | 1日量として | 食用に供する | | フロルフェニ | 牛(生後3月 | 1日量として | 食用に供する | |
| コールを有効 | を超えるもの | 体重1kg当た | ためにと殺す | | コールを有効 | を超えるもの | 体重1kg当た | ためにと殺っ | |
| 成分とする飼 | を除く。) | り10mg以下の | る前 <u>20日間</u> | | 成分とする飼 | を除く。) | り10mg以下の | る前 <u>4日間</u> | |
| 料添加剤 | | 量を飼料に混 | | | 料添加剤 | | 量を飼料に混 | | |
| | | じて経口投与 | | | | | じて経口投与 | | |
| | | すること。 | | | | | すること。 | | |
| | 豚 | (略) | (略) | | | 豚 | (略) | (略) | |
| | すずき目魚類 | (略) | (略) | | | すずき目魚類 | (略) | (略) | |
| | にしん目魚類 | (略) | (略) | | | にしん目魚類 | (略) | (略) | |
| | (淡水中で養 | | | | | (淡水中で養 | | | |
| | 殖されている | | | | | 殖されている | | | |
| | もの) | | | | | もの) | | | |
| | うなぎ目魚類 | (略) | (略) | | | うなぎ目魚類 | (略) | (略) | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | | (略) | (略) | (略) | (略) | |

この省令は、公布の日から施行する。

温 器